

# パパママ応援子育て拠点整備事業補助金 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「パパママ応援子育て拠点整備事業補助金」に係る事業を行う者（以下「事業実施者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 1 補助事業の概要

### （１）補助金の名称

パパママ応援子育て拠点整備事業補助金

### （２）補助事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感等の増大等に対応し、安心して子育てができる環境の充実及びこどもの健やかな育成を図るため、旧上色見小学校を改修し、地域交流の場、子育て支援の場として新たに子育て拠点を整備するもの。

### （３）対象施設

- ①名 称 旧上色見小学校舎
- ②所在地 阿蘇郡高森町大字上色字中原 1390 番 3
- ③面 積 土地 1746.00 m<sup>2</sup>  
建物 809 m<sup>2</sup>（木造平屋建）

### （４）補助対象事業

（３）の対象施設内における子育て拠点整備に係る費用

### （５）補助事業の内容

事業実施者に対し、子育て拠点整備に係る費用として、予算の範囲内でパパママ応援子育て拠点整備事業補助金を交付する。

### （６）補助対象期間

補助金交付決定日から令和 8 年 3 月 3 1 日又は事業が完了した日のいずれか早い日まで。

ただし、やむを得ない事情により、令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業完了が見込めない場合は、理由書を添えて、町と事業実施者で協議を行うこと。

### （７）補助事業の条件

- ①補助率及び限度額  
補助対象経費の 10 / 10 以内、上限 3, 5 0 0 万円
- ②本事業により整備した施設の使用開始から 10 年間は、本事業の目的である子育て支援の目的のためのみに使用すること。
- ③その他  
補助金交付手続き等については、「パパママ応援子育て拠点整備事業補助金交付要綱」による。

### （８）補助対象経費

次の各号の条件に適合する経費で、子育て拠点整備に係るもの。

- ①事業計画を実施するために必要な経費（※補助金の交付決定日までに契約、履行又は取得、支

払いが完了した経費は、補助対象経費に含まない)

②補助対象期間内に契約を締結し、支払いが完了した経費

③使途、単価、期間等の確認が可能であり、かつ本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費

※ 国、地方公共団体その他公的団体から補助対象経費に対して補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を減じた額を補助対象経費とする。

## **(9) 補助金の返還**

次の各号のいずれかに該当するときは、交付される補助金の全部又は一部を本町に返還するものとする。

①補助事業の条件を満たしていないことが判明したとき

②偽りその他不正の手段により補助を受けたことが判明したとき

③その他町長が時にその必要があると認めるとき

## **2 プロポーザル参加資格要件**

本プロポーザルに参加することができる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 町税等において滞納がないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(6) 高森町暴力団排除条例（平成23年高森町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

(7) 1(3)の対象施設は、令和7年10月まで地域イベントが開催されることから、工事の着手については、同年11月以降に行うことが可能であること。

ただし、工事計画の策定や設計等の作業については、この限りでない。

## **3 質問と回答**

本業務に関して、以下のとおり質問を受け付ける。

### **(1) 提出書類**

質問書（様式1）

### **(2) 提出方法**

質問書（様式1）を末尾担当者宛てにFAX又は電子メールで提出し、送信後、必ず提出した旨を電話で連絡すること。

### (3) 受付期間

令和7年5月7日（水）17時まで

### (4) 質問への回答

質問のあった事項については、令和7年5月8日（木）までに電子メールで回答を行う。なお、質問内容及び回答は、質問者名等を伏せて高森町ホームページに掲載する。

## 4 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、以下のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式2）
- ②誓約書（様式3）
- ③会社概要

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

### (2) 提出期限及び提出方法

令和7年5月14日（水）17時必着

持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

### (3) 提出先

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168  
高森町住民福祉課子ども未来係

## 5 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ①企画提案書表紙（様式4）
- ②企画提案書（任意様式）
  - ・枚数制限はないが、要点を押さえた内容とすること。
  - ・A4版・縦横不問で作成し、ページ番号を振ること。
- ③団体概要及び実績書（様式5）
- ④参考資料（必要に応じて）

### (2) 提出部数

- ・12部（正本1部／副本11部）

### (3) 提出期限及び提出方法

令和7年（2025年）5月20日（火）17時必着

持参又は郵送で提出すること。**メールでの提出不可。**

### (4) 提出先

上記4（3）に同じ。

### (5) 企画提案書の内容

- ①企画の提案とその理由
- ②施設のレイアウトイメージ

### ③整備スケジュール

## 6 最適提案者の選定方法

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

### (1) 実施日

令和7年5月26日（月）頃予定

開催日時の詳細については、改めて連絡します。

### (2) 場所

高森町役場内会議室（詳細は改めて連絡します。）

### (3) 説明時間

提案を行う者につき35分（提案説明：20分、質疑応答：15分）

### (4) 資料

5（3）の提出期限までに提出された企画提案書 ※追加資料は認めません。

### (5) プレゼンテーション参加者

3名以内とする。

### (6) プレゼンテーションにおける注意事項

企画提案書に記載された内容の説明を前提としており、記載のない内容について説明が行われたとしても、採点対象としないので注意すること。

## 7 選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の評価項目について複数人の審査委員による審査を行い、その結果、各審査委員の評価点の平均が最も高いものを契約候補者として選定する。ただし、採点基準を40点とし、各審査委員の評価点の平均が採用基準に満たない場合や評価項目のうち一つでも「記載なし」の採点項目がある場合は、採用しない。

## 8 審査基準

### (1) 評価基準

| 評価項目      | 評価内容                                                   | 配点  |
|-----------|--------------------------------------------------------|-----|
| 業務目的等への理解 | 業務目的や業務の前提となる事項について理解したうえで、提案がなされているか。                 | 10  |
| 施策の推進     | 本業務を通じて高森町での子育て支援施策を推進していくことに意欲的であるか。また、有効的な提案がされているか。 | 10  |
| 提案内容      | 町の地域交流の場、子育て支援の場として周辺施設との連携を想定した内容となっているか。             | 50  |
| 事業実施体制    | 子育て支援に関する知識や業務実績・経験があるか                                | 30  |
| 合計        |                                                        | 100 |

## (2) 採点基準

| 評価       | 得点      |
|----------|---------|
| 非常に優れている | 配点×1.0点 |
| 優れている    | 配点×0.8点 |
| 標準的である   | 配点×0.6点 |
| やや劣っている  | 配点×0.4点 |
| 劣っている    | 配点×0.2点 |
| 記載なし     | 配点×0.0点 |

## 9 審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果については、採択の可否に関わらず、後日書面で通知する。

## 10 スケジュール

|               |              |
|---------------|--------------|
| 質問書提出期限       | 令和7年5月 7日（水） |
| 質問書への回答       | 令和7年5月 8日（木） |
| 参加表明書提出期限     | 令和7年5月14日（水） |
| 参加資格確認通知      | 令和7年5月15日（木） |
| 企画提案書提出期限     | 令和7年5月20日（火） |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和7年5月26日（月） |
| 審査結果通知        | 令和7年5月28日（水） |

## 11 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

## 12 お問い合わせ先

高森町住民福祉課子ども未来係 担当：小山（おやま）

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 0967-62-2911（直通）

FAX 0967-62-3005

E-mail oyama-d@town.kumamoto-takamori.lg.jp